

板橋区障がい者更生援護功労者感謝状贈呈要綱

(平成10年8月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者の、自立と社会活動への参加を促進するための援助と必要な保護を行う事業（以下「更生援護事業」という。）の推進に顕著な功績のあった者に対し、感謝状を贈呈し、その功績をたたえるとともに、その労苦に報いることにより更生援護事業の推進を図ることを目的とする。

(感謝状贈呈の対象範囲)

第2条 感謝状贈呈の対象者は、年齢満45歳以上の者（国及び地方公共団体の職員を除く。）で、更生援護事業に7年以上従事し、功績顕著な者とする。

ただし、次の各号に掲げる者は原則として対象としない。

- (1) 既にこの要綱に基づき感謝状贈呈をうけた者
- (2) 東京都板橋区表彰条例（昭和48年板橋区条例第5号）第2条第2号により表彰をうけた者
- (3) 特別区民税及び都民税を滞納している者

2 前項に規定する年齢及び従事年数は、当該年度の11月1日を基準日として算出する。

(選考の方法)

第3条 感謝状贈呈の対象者は、生活支援課長、障がいサービス課長又は障がい政策課長が、別記第1号様式により推薦する。

2 感謝状の贈呈者は、前項の推薦に基づき、福祉部長、生活支援課長、障がいサービス課長及び障がい政策課長構成する審査会の審査を経て、区長が決定する。

(感謝状贈呈の方法)

第4条 顕彰は、感謝状の贈呈及び記念品の授与により行うものとする。

(死亡の場合の感謝状贈呈)

第5条 第3条により感謝状贈呈が決定した者が死亡した場合は、生前にさかのぼってこれを顕彰し、前条に規定する感謝状及び記念品を遺族に授与するものとする。

(贈呈の時期)

第6条 この要綱に基づく感謝状は、原則として毎年12月に贈呈する。

(感謝状の様式)

第7条 感謝状の様式は、別記第2号様式とする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定めることとする。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年7月5日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

更生援護功労者推薦調書

		過去推薦回数		回
		推薦順位		
フリガナ		性別	男・女	生年月日
氏名				年 月 日生（満 歳）
現住所	〒			
職業				
更生援護従事年数	年	ヶ月	更生援護開始期	年頃
障がいの状況	種類			
	程度	級	度	頃症
	障がい発生時期	年	月	日
最終学歴	（ 年 月 日 卒業・中退）			
生活の状況	配偶者・扶養親族の有無	配偶者	有・無（婚姻年月日： 年 月 日）	
		親族		
賞罰歴	表彰の有無	年	月	日
		表彰の理由		
賞罰歴	表彰の有無	年	月	日
		表彰の理由		
経歴				
功績概要				
参考事項				
記入責任者所属氏名 （所属代表者）				

更生援護功労者推薦書記入要領

【留意事項】

- 1 「氏名」は略字を用いなくて、戸籍通り正確に記載し、「フリガナ」を必ず付すること。
- 2 「年齢」は本年11月1日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「職業」は現在の職業を具体的に記載すること。
- 4 「障がいの状況」の障がいは、それぞれの障がい名と障がい発生年月日を記載すること。
重複障がいの場合は、それぞれの障がい名と障がい発生年月日を記載すること。
- 5 「最終学歴」は中退を含む最終学歴を記載すること。
- 6 「過去の推薦回数」は過去における更生援護功労者の推薦回数を記載すること。
なお、今回が初めての者は「初回」とすること。
- 7 「推薦順位」は、2人以上推薦する場合について、順位を必ず記入すること。
- 8 「賞罰歴」の受賞の理由はその対象となった功績について、「社会福祉事業功労者をして」「民生委員・児童委員をして」等簡単に記載すること。なお、褒章及び勲章については、「藍綬褒章」等種類を記載すること。
- 9 「功績概要」は次の事項等について具体的に記載すること。なお、必ず本欄中に記載し、別紙は使用しないように留意すること。なお、下記の用件をなかに、記載すること。
 - (1) 身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に尽くした功績が顕著に現れた事項。
 - (2) 更生援護事業の種類、着手年月日、現在までの経過及び状況。
例) 盲導犬の育成に○年従事し、その間盲導犬を○頭を育成し、○人の視覚障がい者の更生に役立った。
 - (3) その他、現在までに身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に対して、関心を持つに至った動機とこれに関する本人の熱意、努力の実例。
 - (4) 活動地域については、当該更生事業の範囲を「全国」「都内」「区・市内」等を記載すること。

感 謝 状

様

あなたは永年にわたり障がい者の
更生援護事業に努め福祉の向上に
尽力されました その功績は誠に
顕著なものがあります

ここに深く感謝の意を表します

年 月 日

板橋区長